

# 平成19年第11回教育委員会記録

平成19年6月27日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成19年6月27日(水) 午後2時00分～午後2時38分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理者 大藏 雄之助  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 教育改部 小澄 龍太郎  
長

庶務課長 井口 順司 教育委員会 田中 哲  
事務局副参事

教育企画課長 種村 明頼 教育改課 中村 一郎  
長

学校適正配置 徳 嵩 淳一 学務課長 渡辺 幸一  
担当課長

社会教育課長 赤井 則夫 科学館長 渡邊 昇  
スポーツ課

済美教育一 根本 信司 済美教育一 植田 敏郎  
所 夕 長 副 所 長

済美教育一 坂田 篤 中央図書館長 原 隆寿  
所 夕 長 統括指導主事

中央図書館長 木浪 るり子  
中次

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 石井 康宏  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 18名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第 96号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第 97号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則
- 議案第 98号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第20条の施行日を定める規則
- 議案第 99号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第100号 杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第101号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第102号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第103号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第104号 杉並区学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第105号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第106号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第107号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程
- 議案第108号 杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

#### **(報告事項)**

- (1) 平成19年度学校基本調査速報
- (2) 「小中学校適正配置のための再編構想」及び「杉並区立小中学校第一次適正配置計画素案（中学校の統合）」の経過報告について

## 目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 議案審議

議案第 96号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第 97号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第 98号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第20条の施行日を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第 99号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第100号	杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	6
議案第101号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第102号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第103号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第104号	杉並区学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	6
議案第105号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第106号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第107号	杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第108号	杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

報告事項

- (1) 平成19年度学校基本調査速報・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 小中学校適正配置のための再編構想」及び「杉並区立小中学校  
第一次適正配置計画素案（中学校の統合）」の経過報告について・・・・ 12

**委員長** 定刻になりましたので、始めさせていただきます。前もってお知らせしますが、委員会における撮影、録音の許可についてということで、記録のため録音を許可されるよう申請という届出が出ておりますけど、いつも申し上げておりますように委員会の冒頭のみに限らせていただいておりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

では、ただいまから第11回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、大藏委員をお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が13件、報告が1件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第96号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第96号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」について、ご説明をいたします。

初めに今回の改正の趣旨でございますけれども、教育委員会では学校におけるいじめなどに対応するため教育SATを済美教育センターに設置しているところでございます。この活動を充実するために医師免許を持った専門の相談員として「指導医」を新たに設置するために今般非常勤規則の改正を提案するところでございます。

概要につきましては、新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、別表1の非常勤職員の職名のところに新たに「指導医」というものを加えるものでございます。

次に、非常勤職員の報酬を定める別表2に新たに「指導医」というものを追加することによってございます。報酬につきましては、日額2万300円といたします。

最後に施行日でございますが、本年7月1日からとし、6月29日に公布できるよう予定しているところでございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

**委員長** ただいまのご説明にご質問・ご意見ございましたらお願いします。

**安本委員** 移動教室担当というのは、移動教室について行かれるということですか。それとも向こうにいらっしゃる、向こうの方。

**庶務課長** そうです。

**委員長** ほかにございますでしょうか。ほかにございませんようでしたら、お諮りします。では、議案第96号は原案のとおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第96号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、杉並区の職員に組合休暇が導入されることに伴う所要の規定整備ということで、日程第2、議案第97号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則」、日程第3、議案第98号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第20条の施行日を定める規則」、日程第4、議案第99号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第100号「杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第101号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第102号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第103号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第104号「杉並区学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第105号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第11、議案第106号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第12、議案第107号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」、日程第13、議案第108号「杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」、以上、一括上程し、審議いたします。

では、庶務課長からご説明をお願いします。

**庶務課長** 私の方から、議案第97号から議案第108号まで一括してご説明をいたします。

先ほど委員長の方からもお話をいただきましたとおり、これらの議案につきましては杉並区の職員に組合休暇が導入されることに伴う所要の規定整備ということでございます。

平成19年第1回区議会定例会におきまして可決されました「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」等によって組合休暇が導入されることになりました。この条例等では組合休暇に関する規定の施行日について規則で定める日からとしていたところですが、今般これは教育委員会規則のほか区長部局の規則も含めまして、7月1日から実施するという考え方のものの中で、条例の施行日を7月1日と制定するものでございます。

今申し上げた議案につきましては、議案第97号、それから第98号、こちらの2つの規則におきまして、施行日をそれぞれ19年7月1日というふうに制定するというご提案をされているところでございます。

なお、この組合休暇でございますけれども、勤務時間中に職員団体の活動に従事する場合に取得することができる無給の特別休暇制度でございます。1年間に30日を限度として取得できるという形になっておりまして、平成19年度は7月1日施行ということで半年間でございますので、その半分の15日以内ということで定められているところでございます。97号、98号につきましては、ただいま申し上げましたとおり、施行日の関係でございます。

以下、続きまして議案第99号、それから議案103号を合わせてご覧をいただければと思います。この両議案につきましては、幼稚園教育職員、それから学校教育職員のそれぞれ勤務時間、休日、休暇等に関する条例の施行規則の改正規則ということでございます。この両規則の改正につきましては、それぞれ組合休暇を導入することに伴いまして、規定を運用しております特別区人事委員会規則の一部が改正されて、規則を引用する条文の条名が変わるということで、規則の内容が変わるということではなく、引用条文の条立てが変わるということでございまして、それに基づきまして規定整備を図るというのが第14条でございます。

それから、30条の2というのと、それから議案103号の35条の2というのがございますけれども、こちらの方は、組合休暇の取得方法について日単位、あるいは時間単位で取得できること、それから必要に応じて証明書等の提出を求めることができることを定めるために規則を改正するというものでございます。

それから議案第100号、それから議案104号でございますけれども、これはそれぞれ幼稚園教育職員、それから学校教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正するというところでございます。こちらの方につきましては、同じく組合休暇制度の創設に伴いまして、いわゆる「ながら条例」、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例が一部改正されまして、職員団体との「適法な交渉の準備」につきましては有給となります職務専念義務の免除の対象から除かれたということがございます。これを受けまして、本規則別表に定めております給与の減額を免除する場合の基準のうち、組合との「適法な交渉の準備」という文言をこれは削除するという内容でございます。

続きまして、議案第101号、それから第105号につきまして合わせてご説明をいたします。この両規則につきましては、幼稚園教育職員、学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正するという内容でございます。この両規則につきましては組合休暇が導入されたことに伴いまして、特別区人事委員会規則が一部改正され、それに伴って引用条文の条名を改正するという内容でございます。

続きまして、議案102号、それから第106号でございます。こちらの方は「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、それから「杉並区学校教育職員の勤勉手当

に関する規則の一部を改正する規則」ということでございます。こちらの方につきましても特別区人事委員会規則の引用条文の条文がずれたことに伴いまして改正するということとともに、第3条において育児休業中の職員の勤勉手当支給における組合休暇の取り扱いについて定める。それから第5条において勤勉手当を算定する際に必要な勤務期間における組合休暇の取り扱いについて定めるという内容でございます。

それから、飛びまして議案第107号でございます。こちらの方は「杉並区学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」でございます。こちらにつきましましては、組合休暇を取得した場合の出勤簿の表示を定めるために別表を改めるものでございます。

それから、議案第108号、「杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」、こちらにつきましましては、第4条に規定しております職務専念義務の免除を申請する理由のうち、組合との「適法な交渉の準備」という文言を削るものでございます。

最後に施行日でございますが、施行日はいずれも7月1日からとし、規則、訓令ともに6月29日に公布または令達をすることを考えているところでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

**委員長** はい、ありがとうございます。いつもですと1件1件質疑応答を行いまして議決を行っているわけでございますけれども、本日は議案数が非常に多いですので、ただいま一括上程しました議案のご説明について議案の番号を最初に言っていただいてから、ご質問・ご意見を願いたいと思っておりますがいかがでございましょう。よろしゅうございますか。では、そのようお願いいたします。ご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

**委員長** 特にございませんか。では、ございませんようでしたら一括上程しました議案第97号から議案第108号まで原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第97号から議案第108号まで原案どおり可決いたします。ありがとうございます。

次に、日程第14、報告事項の聴取に入ります。「平成19年度学校基本調査速報」の説明を学務課長からお願いいたします。

**学務課長** それでは、私から「平成19年度学校基本調査速報」についてご報告を申し上げます。これは例年の調査のご報告でございます。

まず、1 ページ目の1の「児童・生徒数の推移」というところをご覧ください。19年度につきましては、小学校が1万7,494名、前年度比99.6%ということではほぼ横ばい。中学校が6,396人、前年度比102.5%ということで微増という数字が出ております。

続きまして、2 ページ目、「外国人児童・生徒数の推移」でございます。こちらにつきましては、19年度小学校105人、中学校49人ということでございます、概ね前年並みの傾向ということです。

次の3 ページでございますけれども、こちらの「帰国子女児童・生徒数の推移」でございます。ここでいう帰国子女につきましては、1年以上海外に在留して帰国をした者ということで提示をしております。こちら若干増減がございますけれども、概ね例年どおりの傾向ということでよろしいかと思っております。

続きまして4 ページ目でございます。4 ページと5 ページは、小学校と中学校の「長期欠席児童数の推移」でございます。この表の数字の見方でございますけれども、それぞれの病気、不登校の事由によりまして、年度内に連続して、または断続的に計30日以上欠席をした、そういった児童・生徒の数をここにそれぞれ記載しております。病気、不登校、その他。その他でございますけれども、こちらの病気、不登校のいずれにも該当しない場合という方でございます、具体的には、家庭の事情であるとか外国への長期滞在、また欠席の主たる理由が特定できず病気にも、不登校にも入れられないと、そういったお子様がこちらにカウントされているものでございます。

次のページは中学校でございます。

6 ページにつきましては、「中学卒業者の進路状況の推移」でございます。ここ数年進学者につきましては、98%前後で推移をしているところでございます。

また7 ページ、7 番は「区立幼稚園児の推移」ということでございます。こちらの19年度につきましては、533名ということで、前年度比91.7%という数字でございます。参考までに、裏表紙の方に平成19年度5月1日現在の児童・生徒数の一覧を添付させていただいております。簡単でございますが、報告は以上でございます。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**安本委員** よろしいですか。長期欠席生徒数の推移で、小学校は17年度から18年度に不登校はそんなに増えていないと思うのですが、中学校がやはりいろんな手だてをしているにもかかわらずというふうな言い方がよいのかわかりませんが、カウンセリング、カウンセラーを派遣したり、そういうふうに行っていると思うのですが、ちょっと増えているような気がするのですが、このところはどういうふうにお考えでしょうか。

**済美教育センター副所長** 今現在集計しております問題行動調査というのを、ちょっとかいま見ますと、原因といたしましては、昼夜逆転など本人に関わる問題ですとか、友人関係、親子関係というふうに現れておりますが、これらの昨年と比較しましてもその数的な変化は特にございません。

やはり親子関係ですとか、本人に関わる問題につきましては、なかなかちょっと学校側から見えにくいところがあるということで、不登校かという推測をひとついたしております。また、この増えた人数につきましては、平成18年度の1年間の人数でございます、これは3月31日現在、平成19年の3月末の数で言いますと、中学校が平成17年が137人、平成18年が135人ということで、3月31日の断面で言いますと、不登校の生徒が減っているということでございます。

**安本委員** ごめんなさい。今の130何人という数字はいつで切る。

**済美教育センター副所長** 平成18年度の年度末の人数をご説明申し上げました。

こちらの表にありますのは、1年間を通して30日以上欠席した生徒の数になっているものでございます。

**委員長** 累計ということ。

**大蔵委員** 要するに30日休んだけれども、年度末のところでは復活をして学校に来るようになっていると。だから減っているわけですね。

**済美教育センター副所長** はい。そのとおりでございます。

**安本委員** その人数が、あまり変わらなかったというふうにおっしゃったんですね。

**済美教育センター副所長** はい。

**安本委員** そうですね。130人台でした。両方とも。そういうことですね。

**済美教育センター副所長** もう一つちょっと補足で説明をさせていただくと、1年間の年度内で学校の方に復帰という生徒の数が、平成17年度31人、平成18年度が60人というふうになっておりますので、年度内、1年間をとおして復帰した生徒の数が、17年度に比べまして2倍近くになっているという状況でございます。

**大蔵委員** 小学校も同じようなものですか。小学校の場合も。これは17年度、18年度。16年度は不登校は49人。17年度は79人、18年度は81人になっていきますけれど、これも年度末の3月31日現在で見れば減っているのですか。

**済美教育センター副所長** 小学校につきましては、復帰者の方が平成17年度29人、平成18年度22人、ということで若干減っているという数が出ております。3月31日現在の不登校の数も17年、18年比べまして、10名ほど増えているという状況になっております。

**大蔵委員** これはですね。ご説明を聞いて少しわかったような気がしますけれども、3月31日現

在と書いてあります。そこで下に注として米印のマークみたいなものがあって、30日以上欠席した児童数と書いてありますけれども、今のようなことは言っていたかないとわからないですね。だから、それならば注記する時にもっと、30日で累積したのでは3月31日こうなっておりますが、3月31日現在の不登校、3月31日は休みですから、ちょっと違いますけれども、その時に、春休みになる時現在で休んでいる子はこんなにいません、ということを書くべきではないでしょうか。人数をあげて。そうでないと、この表は今聞いたら少しわかるけれども、これを見ただけでは悪くなっているという印象ですよ。明らかに。

**学務課長** そのご報告につきましては、あくまでも東京都の学校基本調査の速報ということでこういった記載になってしまったのですけれども、ご指摘の点につきましては、補足というかそういったことについて、きちっと実態がわかるように今後工夫してまいりたいと考えます。

**委員長** 統計の取り方というか、種類によって変わってくるということですよ。

**学務課長** はい。

**委員長** だから、はっきりさせなくてはいけないと。

**学務課長** 申し訳ございません。

**委員長** ただ、年度末で見て、その時の実数でみれば、例えば、中学校、135人なり137人というので問題ないみたいな話をされたけれど、1年間通して見るとこういうふうになっているという事実はあります。それは問題ですよ。

**大蔵委員** 明らかに増えています。

**委員長** そういうふうに捉えなくてはいけない。

**済美教育センター副所長** 確かに昨年度と比べて、また一昨年度、増加という傾向がございます。その後、区独自の10日間の欠席者の調査をしたり、昨年秋からいじめ、不登校等に対する対策を講じたり、またスクールカウンセラーも昨年度から小学校の方に全校配置という対応をして、減少に努めていくというふうに考えております。

**委員長** 今後、よろしく対策をお願いいたします。

では、他の件についてお願いします。

いつもお聞きしているかもしれないけれど、6ページ目の中学卒業者の進路状況の推移。上記以外の者とはどういう方でしたか。

**学務課長** 主に家事手伝いとか、そういった方でございます。

**宮坂委員** 今の進路状況の推移、進学者が97.7%ですか18年度は。この中には専修学校入学者というのは入っていないということですよ。

**学務課長** はい。

**宮坂委員** 専修学校等を、等というのは他に何があるのですか。

**学務課長** 普通の一般の専門学校とか、いわゆる専修学校的な学校ということです。

**宮坂委員** 上は正規の大学、短大とかそういうふうに考えていいのですか。

**学務課長** 進学者とは高等学校本科等、注釈のところに記載のとおりでございます。

**委員長** では、よろしゅうございますか。

では、報告聴取いたしました。ありがとうございます。

以上で報告事項の聴取を終わらせていただきましたが、その他として庶務課長お願いいたします。

**庶務課長** その他として1件、口頭ですが報告がございます。学校適正配置担当課長からご報告をさせていただきます。

**委員長** では、お願いいたします。

**学校適正配置担当課長** 「小中学校適正配置のための再編構想」及び「杉並区立小中学校第一次適正配置計画素案（中学校の統合）」につきまして、その後の経過等を口頭でご報告申し上げます。

昨日、区議会の文教委員会で、再編構想につき区民意見の提出手続を取り十分議論を尽くすこと、及びその手続を終えるまでは計画素案について区民意見提出手続に入らないこと、以上2点を願意とする請願が採択されました。

この審査の中で、私ども事務局として、今後の進め方についてより慎重かつ柔軟に対応していくという観点から、計画素案に対する区民意見募集の開始時期を若干延ばし、その間学校関係者や地域の方々への説明会、話し合いを継続するとともに、まず、再編構想について区民意見を聞き、それに対する区の考え方を公表した後、そのことも含めて計画素案について忌憚のないご意見を出していただくような、そんな慎重かつ柔軟な対応を図ることも、一つの進め方であろうと。

そして、具体的には再編構想の区民意見に対する区の考え方を公表した後に、計画素案に対する区民意見提出手続を開始するという、2段階の手続として進めてはどうかと考えております。以上のように答弁してございます。

これを踏まえまして、今後の進め方についてでございますが、まず、7月11日号の広報等で再編構想について周知を図りまして、2カ月間にわたり区民意見を募集し、それに対する区の考え方をその後に公表してまいります。その後、適切な時期に計画素案を広報等で周知をし、自治基本条例に基づく区民意見提出手続を3カ月間にわたり行い、第三者委員会での審議など必要な手順を踏んで、計画を図るように進めていく所存でございます。

以上、簡単でございますが、ご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

**委員長** 何かございますか。

**安本委員** 昨日の請願はどういうふうになりましたか。採択されましたか。

**学校適正配置担当課長** 委員全員の賛成で採択という形、文教委員会ではそういう結果になっています。明日、本会議ということでございますので、区議会の議決は明日ということになるかと思えます。

**安本委員** 7月11日号の広報には、再編構想は載せるけれども計画素案は載せないということなのですが、これは全部済んでから計画素案をまた、ということですか。

**学校適正配置担当課長** そうです。幅広く区民意見提出手続を開始するのは少し時期を延ばしてと考えてございます。その間私どもは計画素案を含めて、関係者との説明会、話し合いというところで、引き続き誠意を持って対応していくというのを続けてまいりたいというふうに考えてございます。

**委員長** ほかにございましたら。よろしゅうございますか。

では、報告を承りました。どうもありがとうございました。

では、ほかに。庶務課長。

**庶務課長** 次回の日程ですが、7月11日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしく願いいたします。

**委員長** では、これをもちまして本日の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。